○法務省告示第五百三十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月三十日

法務大臣　平岡　秀夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

京都司法書士会

京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目二百三十二番地の一

認証年月日

平成二十三年十一月十一日

○財務省告示第三百八十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	四・八トン
二	一二トン
三	九・七トン
四	一四、六七九トン
五	九一二トン
六	一一トン
七	二八・七トン
八	二〇・三トン
九	二四、七二五トン
一〇	二、二六一トン
一一	一四、六三三トン
一二	四六、一八五トン
一三	四、〇三二、五二八トン
一四	七九一、〇六一トン
一四の二	四〇五、五三三トン
一五	二二四トン
一六	四、五三三トン
一七	七二、七四三トン
一八	一〇、三八〇トン
一九	六二三トン
二〇	一八一トン
二一	一七、一二〇トン
二二	三二二トン
二三	二、五九七トン
二四	一八トン
二五	〇トン
二六	二、八九九トン
二七	六、五五八トン
二八	一トン
二九	二七八トン

○財務省告示第三百八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万五千六百三十八トン

二　冷凍牛肉　十七万八千三百八十九トン

○財務省告示第三百八十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十二万四千六百二十トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十二万四千六百五十三トン

○財務省告示第三百九十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第一項及び第二項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年十二月一日

○国税庁告示第三十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月三十日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人アトピッ子地球の子ネットワーク	東京都新宿区西早稲田一丁目九番一九号二〇七	吉澤　淳	平成二十三年十二月一日から平成二十八年十一月三十日まで
特定非営利活動法人京都藝際交流協会	京都府京都市東山区三条通東大路東入今小路町八一番地一F	石田　浄	平成二十三年十二月一日から平成二十八年十一月三十日まで

○文化庁告示第六十二号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年十一月十七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十三年十一月三十日

文化庁長官　近藤　誠一

録音ボランティアグループやまばとの会

○厚生労働省告示第四百四十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月三十日から適用する。

平成二十三年十一月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。